

第3次松浦市男女共同参画計画 概要版

1. 男女共同参画とは？

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。（男女共同参画社会基本法より）

2. 計画策定の趣旨

今日、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化社会が進み、人口減少社会に突入した我が国の社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題となっている。

このことに伴い、国においては、1999年（平成11年）に「女性も男性も性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、「男女共同参画社会基本法」を策定しました。また、2015年（平成27年）には、就労の場をはじめ、あらゆる分野において女性の参画拡大を図るために「女性活躍推進法」を策定し、令和2年12月には、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置づけた「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。また、県においても、国の動向を把握しながら、本年「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を策定したところです。

本市においては、2006年（平成18年）に「松浦市男女共同参画推進懇話会」を設置するとともに、2008年（平成20年）に「松浦市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。その後、地域社会を取りまく環境変化に対応し、2017年（平成29年）に改定を行いました。しかし、2020年（令和2年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大等、私たちを取り巻く社会情勢や環境の変化によって新たな課題も浮き彫りとなっており、男女共同参画社会の実現に向けた新たな施策が必要となり、新たに「第3次松浦市男女共同参画計画」を策定するものです。

3. 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画。
- (2) 第4次長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定した計画。
- (3) 第3章基本目標1及び指標は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に規定される「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を兼ねた推進計画であり、国の基本指針に即し、かつ第4次長崎県男女共同参画基本計画を勘案して策定した計画。
- (4) 第3章基本目標2政策目標1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を兼ねた基本計画であり、国の基本方針に即し、かつ長崎県DV対策基本計画を勘案して策定した計画。
- (5) 市の各種計画との整合性を持つ計画。

4. 計画の骨子

基本目標

思いやり、支えあひ、
自分らしく生きるまち松浦

1. あらゆる分野における女性の活躍

2. 安全・安心な暮らしの実現

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

4. 推進体制の整備・強化

政策目標

施策目標



5. 計画指標

※抜粋

1. あらゆる分野における女性の活躍

- ・市の男性職員の出産補助のための休暇取得率
- ・市の男性職員の育児参加のための休暇取得率
- ・市の審議会等委員への女性の登用率
- ・市の女性委員の参画がない審議会等の比率
- ・家族経営協定の締結数

43.3%（令和2年度）→100.0%（令和8年度）
48.0%（令和2年度）→60.0%（令和8年度）
26.4%（令和2年度）→30.0%（令和8年度）
25.9%（令和2年度）→ 5.0%（令和8年度）
35件（令和2年度）→ 40件（令和8年度）

2. 安心・安全な暮らしの実現

- ・子宮がん検診受診率
- ・乳がん検診受診率

6.0%（令和2年度）→50.0%（令和8年度）
7.9%（令和2年度）→50.0%（令和8年度）

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- ・保育所待機児童数
- ・放課後児童クラブ待機児童数

〇人（令和2年度）→ 〇人（令和8年度）
〇人（令和2年度）→ 〇人（令和8年度）

6. 計画期間

5年間（令和4年度～令和8年度）

※社会情勢や環境の変化等に応じて、適宜、必要な見直しを行う。